

食品衛生トピックス 《2015/02/02》

○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

平成27年1月30日付けの輸入食品安全対策室長から検疫所長に宛てた通知によると、輸入時のモニタリング検査において、ベトナムかわはぎ調味乾製品からクロラムフェニコールが検出されたことを踏まえ、食品衛生法第26条第3項に基づく検査が命令されることとなりました。

【クロラムフェニコールについて】

1. 動物用医薬品：抗生物質
2. 国際機関等において一日許容摂取量（ADI）が設定されていないことから、食品中に不検出とする基準を設定している。

【ベトナム産かわはぎのクロラムフェニコールに係る違反の内容】

1. 品名：かわはぎ調味乾製品
輸入者：〇〇〇〇
輸出者：TRUNG HAI FISHERIES CO., LTD
届出数量及び重量：10 カートン、0.10 トン
検査結果：クロラムフェニコール 0.0021 ppm 検出（基準値：不検出）
届出先：大阪検疫所
日本への到着年月日：平成 25 年 11 月 20 日

違反確定日：平成 25 年 11 月 27 日

貨物の措置状況：全量廃棄済

2. 品名：かわはぎ調味乾製品

輸入者：株式会社 ○○○○○

輸出者：DONG TIEN CO., LTD.

届出数量及び重量：103 カートン、1.03 トン

検査結果：クロラムフェニコール 0.0023 ppm 検出（基準値：不検出）

届出先：神戸検疫所食品監視第二課

日本への到着年月日：平成 27 年 1 月 8 日

違反確定日：平成 27 年 1 月 29 日

貨物の措置状況：全量保管中